

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第27号

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館及び公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用時間)</p> <p>第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が<u>市長</u>と協議して定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が<u>教育委員会</u>と協議して定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p>
<p>(休館日)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(特別の設備等の使用)

第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) <省略>

(2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は市長の指示に従わないとき。

(3)から(5)まで <省略>

2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、市長が必要と認める場合にあっては、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者)

第17条 市長は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(特別の設備等の使用)

第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) <省略>

(2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は教育委員会の指示に従わないとき。

(3)から(5)まで <省略>

2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者)

第17条 教育委員会は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料（第19条第1項に規定する「利用料」をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料（第19条第1項に規定する「利用料」をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>
--	---

(瀬戸市文化財保護条例の一部改正)

3 瀬戸市文化財保護条例（昭和47年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第3条 <u>法第190条第2項の規定に基づき、瀬戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織及び任期)</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 <u>瀬戸市教育委員会（以下「委員会」という。）に、瀬戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織及び任期)</p>

第4条 審議会は委員7人以内で組織し、委員は
市長が委嘱する。

2及び3 <省略>

(任務)

第5条 審議会は、文化財の保存及び活用に関し
、市長の諮問に答え、又は市長に意見を具申し
、及びこのために必要な調査研究を行う。

(指定等)

第6条 市長は、文化財のうち市にとって重要な
ものを瀬戸市指定有形文化財、瀬戸市指定無形
文化財（以下「市指定無形文化財」という。）
、瀬戸市指定有形民俗文化財（以下「市指定有
形民俗文化財」という。）若しくは瀬戸市指定
無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財
」という。）又は瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定
名勝若しくは瀬戸市指定天然記念物（以下「市
指定史跡名勝天然記念物」という。）（以下「
市指定文化財」と総称する。）に指定すること
ができる。

2 市長は、市指定無形文化財の指定にあたって
は、その保持者又は保持団体（無形文化財を保
持する者が主たる構成員となっている団体で代
表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を
認定するものとし、その指定後において必要と
認めるときは、保持者又は保持団体を追加して
認定することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようと
するときは、あらかじめ指定しようとする文化
財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得
なければならない。ただし、市指定無形文化財
若しくは市指定無形民俗文化財を指定しようと
する場合又は所有者若しくは権原に基づく占有
者が判明しない場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項

第4条 審議会は委員7人以内で組織し、委員は
委員会が市長と協議して委嘱する。

2及び3 <省略>

(任務)

第5条 審議会は、文化財の保存及び活用に関し
、委員会の諮問に答え、又は委員会に意見を具
申し、また、このために必要な調査研究を行う
。

(指定等)

第6条 委員会は、文化財のうち市にとって重要
なものを市長と協議のうえ、瀬戸市指定有形文
化財、瀬戸市指定無形文化財（以下「市指定無
形文化財」という。）、瀬戸市指定有形民俗文
化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。
）若しくは瀬戸市指定無形民俗文化財（以下「
市指定無形民俗文化財」という。）又は瀬戸市
指定史跡、瀬戸市指定名勝若しくは瀬戸市指定
天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物
」という。）（以下「市指定文化財」と総称す
る。）に指定することができる。

2 委員会は、市指定無形文化財の指定にあたっ
ては、その保持者又は保持団体（無形文化財を
保持する者が主たる構成員となっている団体で
代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）
を認定するものとし、その指定後において必要
と認めるときは、保持者又は保持団体を追加し
て認定することができる。

3 委員会は、第1項の規定による指定をしようと
するときは、あらかじめ指定しようとする文
化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を
得なければならない。ただし、市指定無形文化
財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しようと
する場合又は所有者若しくは権原に基づく占
有者が判明しない場合は、この限りでない。

4 委員会は、第1項の規定による指定又は第2

の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

5及び6 <省略>

7 市長は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付する。

(指定等の解除)

第7条 市長は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由が生じたときは、市指定文化財の指定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

4及び5 <省略>

6 前項の場合には、市長は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であった者））に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 有形の市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指定に従い、当該市指定文化財を管理しなければならな

項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

5及び6 <省略>

7 委員会は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付する。

(指定等の解除)

第7条 委員会は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由が生じたときは、市長と協議して市指定文化財の指定を解除することができる。

2 委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき、その他特別の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 委員会は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

4及び5 <省略>

6 前項の場合には、委員会は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であった者））に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 有形の市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく委員会規則並びに委員会の指定に従い、当該市指定文化財を管理しなければ

<p>い。</p>	<p>ばならない。</p>
<p>2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に<u>代わり</u>当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。</p>	<p>2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に<u>代り</u>当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。</p>
<p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p>	<p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。</p>
<p>4 <省略></p>	<p>4 <省略></p>
<p>第8条の2 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>規則</u>の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲柵</u>その他の施設を設置するものとする。</p> <p>(現状変更の制限等)</p>	<p>第8条の2 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>委員会規則</u>の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲さく</u>その他の施設を設置するものとする。</p> <p>(現状変更の制限等)</p>
<p>第8条の3 有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については<u>規則</u>で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>第8条の3 有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については<u>委員会規則</u>で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付することができる。</p>	<p>2 <u>委員会</u>は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付することができる。</p>
<p>3 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>	<p>3 <u>委員会</u>は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>
<p>4 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を</p>	<p>4 <u>市</u>は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付</p>

付せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(届出)

第9条 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第2号の事由に該当するとき又は第3号若しくは第4号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)から(4)まで <省略>

2 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。

(1)及び(2) <省略>

3 第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(補助等)

第10条 市長は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し

せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(届出)

第9条 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第2号の事由に該当するとき並びに第3号及び第4号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(1)から(4)まで <省略>

2 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。

(1)及び(2) <省略>

3 第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかに委員会に届け出なければならない。

(1)から(3)まで <省略>

(補助等)

第10条 市は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し

し、又は負担することができる。

(管理等に関する勧告等)

第11条 市長は、市指定文化財の管理、修理、復旧その他の保存に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

(公開等の勧告)

第12条 市長は、市指定文化財（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）の公開その他の活用に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告をすることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第13条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてする市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、第10条の規定に基づく補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときその他特別の理由が生じたと認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関し、条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2)から(4)まで <省略>

(調査又は報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者若しくは保持団体の同意を得て、当該市指定文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況を調査し、又は報告を求めることが

、又は負担することができる。

(管理等に関する勧告等)

第11条 委員会は、市指定文化財の管理、修繕、復旧その他の保存に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

(公開等の勧告)

第12条 委員会は、市指定文化財（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）の公開その他の活用に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告をすることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第13条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

(補助金等の返還)

第14条 委員会は、第10条の規定に基づく補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときその他特別の理由が生じたと認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関し、条例又はこれに基づく委員会規則に違反したとき。

(2)から(4)まで <省略>

(調査又は報告)

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、あらかじめ、市指定文化財の所有者、管理責任者、保持者若しくは保持団体の同意を得て、当該市指定文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況を調査し、又は報告を求めると

<p>できる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>ができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会規則</u>で定める。</p>
---	---

(瀬戸市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の瀬戸市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された委員は、この条例の施行日に前項の規定による改正後の瀬戸市文化財保護条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、旧条例の規定により定められた任期の残任期間と同一の期間とする。

(瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例若しくは旧条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に改正前条例等の規定によりされている届出その他の行為は、この条例の施行後は、附則第2項の規定による改正後の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例又は新条例の相当規定によりされた許可その他の行為又は届出その他の行為とみなす。